

令和 3 年度三田市徴収計画

1 計画の目的について

- ・ 本計画は、三田市債権管理条例に基づき市の債権管理の一層の適正を図り、全庁一体となった取組みを進めるため、適正な債権管理と滞納の未然防止、債権回収の強化等、未収額の縮減に向けた取組みを着実に進めていくことを目的として策定しています。
- ・ 本年度においても、債権の所管課長で構成される市公金収納対策委員会において、①全体の方針と計画、②債権回収の状況把握、③所管債権の進捗確認や課題解決の方策を協議し、市債権の適正な管理を徹底し収入未収額の縮減に取り組みます。
- ・ 以上の取組みを計画的に進めていくため、昨年度の評価を行ったうえで、債権管理条例第 5 条に基づき徴収計画を策定し、当該計画を着実に実行して本市全体の歳入確保の強化と適正化を推進します。

2 取組状況について

地方自治体の基盤である財源の根幹をなす市税等の歳入確保は極めて重要であり、市民負担の公平性、財源基盤の観点からも滞納対策を厳正に実施していく必要があります。

そのためにはここ数年の傾向を分析し、確実な評価を行いながら、その年々の対策を市全体の方針と個別の方針を立てて、具体的に取り組んでいくことが大切です。

ここ 3 か年の現年度分及び滞納繰越分の収納状況は次のとおりです。

[対象となる債権区分と債権]	
A 債権 (公債権/強制徴収債権)	市税（市民税、固定資産税等）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、公共下水道事業受益者負担金 等
B 債権 (公債権/非強制徴収債権)	し尿浄化槽汚泥処理手数料、し尿処理手数料、法定外公共物使用料、生活排水処理施設使用料、幼稚園保育料 等
C 債権 (私債権/非強制徴収債権)	放課後児童クラブ育成料、市営住宅使用料（駐車場使用料）、学校給食費実費徴収金、市民病院診療費一部負担金、水道料金 等

(1) 収納率等の推移（3 か年比較）

[現年度未収金]

平成 30 年度（242 百万円）、令和元年度（250 百万円）、令和 2 年度（349 百万円）で推移しています。また、収納率は、平成 30 年度（99.1%）、令和元年度（99.1%）、令和 2 年度（98.7%）で推移しています。→下表のとおり

[滞納繰越額]

平成 30 年度（1,352 百万円）、令和元年度（1,220 百万円）、令和 2 年度（1,061 百万円）で推移しています。また、収納率は、平成 30 年度（23.0%）、令和元年度（27.1%）、令和 2 年度（27.6%）で推移しています。→下表のとおり

		H30	R1	R2
現年度分	収納率	99.1%	99.1%	98.7%
	未収金	242 百万円	250 百万円	349 百万円
滞納繰越分	収納率	23.0%	27.1%	27.6%
	滞納繰越額	1,352 百万円	1,220 百万円	1,061 百万円

<債権別の推移>

A債権

		H30	R1	R2
現年度分	収納率	99.1%	99.1%	98.7%
	未収金	203百万円	212百万円	304百万円
滞納繰越分	収納率	21.9%	25.5%	26.0%
	滞納繰越額	1,239百万円	1,102百万円	951百万円

B債権

		H30	R1	R2
現年度分	収納率	97.8%	98.5%	97.8%
	未収金	2,889千円	1,728千円	2,286千円
滞納繰越分	収納率	14.8%	18.8%	10.7%
	滞納繰越額	17,350千円	17,301千円	14,803千円

C債権

		H30	R1	R2
現年度分	収納率	99.2%	99.1%	98.7%
	未収金	36,540千円	36,644千円	42,746千円
滞納繰越分	収納率	39.6%	46.0%	46.8%
	滞納繰越額	95,538千円	101,231千円	94,797千円

(2) 令和2年度の取組み

- ・ 現年度分・滞納繰越分ともに令和元年度収納結果を参考に、債権ごとに右表の目標値を設定し、目標達成に向けた取組みを実施しました。
- ・ 市税について新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例制度が設けられたことを踏まえ、A債権の現年収納率を99.1%から99.0%とし、0.1%マイナスとした数値目標としました。

<令和2年度目標値>

債権	現年	滞納繰越
A債権	99.0%	30.0%
B債権	98.8%	30.0%
C債権	99.5%	50.0%

(3) 令和2年度取組みの評価

【現年度分】

収納率全体では、前年度比0.4%減少しました。各債権とも、これまでどおり早期納付勧奨に努めてきましたが、収納率が減少しました。その主な要因は、新型コロナウイルス感染症による市税の徴収猶予の特例制度の運用により大きく影響を受けています。

- ① A債権（強制徴収公債権）の徴収率は、前年度比0.4%減少しました。これは市税の納期限を延長する徴収猶予の特例制度について、154,000千円を猶予することにより、未収金が大きく増えました。

[市税の徴収猶予の特例制度]

- ☛ 新型コロナウイルス感染症による影響で、給与の大幅な減少や事業に著しい損失を受けたことにより、市税の納付が困難な場合は、法令に基づき、納期限の延長（1年を限度）を行いました。

- ② B債権（非強制徴収公債権）は前年度比0.7%減少し、C債権（私債権）は前年度比0.4%減少しました。これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民や事業者の納付困難等が起因しており、これに対して納付相談や現場訪問が感染拡大防止対策として十分に対応できなかったことがあります。C債権の水道料金については、納付困難者が増え、未収金が大きく増えました。

[水道料金の免除]

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による市民や民間事業所の皆さんの経済的負担を軽減するため、令和2年7月検針分からの水道料金を市独自として4カ月間825,000千円を免除しました。（調定額・収納額が減少しましたが、未収金に影響はありません。）

【滞納繰越分（翌年度に繰越された未収債権）】

収納率全体では、前年度比0.5%上昇しました。その主な要因は、固定資産税について高額案件の滞納処分（預貯金など財産の強制徴収）を行ったなどの取組みの成果です。

- ① A債権は前年度比0.5%上昇しました。納付指導などが計画どおり実施されたことに加え、固定資産税を中心とした高額案件の滞納処分の実施により収納率が上昇しました。
- ② B債権は前年度比8.1%減少しました。生活保護等の困難案件の処分が進んでいないことが 収納率の低下の要因となっています。
- ③ C債権は前年度比0.8%上昇しました。新型コロナウイルス感染症による収入の減少、感染症対策として納付相談や現場訪問が計画どおり取り組めなかった債権は収納率が低下しましたが、支払督促の申立を行い、収納率が大幅に上昇した債権がありました。
- ④ 債権全体では、目標に掲げていた滞納者の実情に応じた適時・適切な滞納処分と徴収緩和措置（納税を猶予する制度）を実施してきました。しかしながら、収納率が減少している債権では、滞納処分等が十分に実施できておりませんでした。主な要因としては、多くで分納不履行者に対して催告を繰り返し、次のステップである財産調査が行われず滞納者の返済能力の把握が不十分であり、差押えや支払督促申立に繋ぐことが出来なかったことが考えられます。

3 令和3年度の取組方針について

(1) 基本的な考え方

- ・ 債権回収行動計画に納付指導（文書催告、電話催告、納付相談、現場訪問）などの債権回収の手順、手続きを明記し作業を定型化することで収納率が向上することが確認できたことから、下記事項に重点を置いた債権回収行動計画を策定し、公金収納対策委員会で進行管理を行います。

現年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 初期段階での納付指導の強化、納付相談機会の充実など早期完納に向けた取組みを強化します。
滞納繰越	<ul style="list-style-type: none"> ● 滞納者の実情に応じた納付指導の強化、納付相談機会の充実を図るとともに個々の納税者の状況を見ながら徴収猶予制度の運用を行います。また、その状況から預貯金など財産の強制徴収など適時・適切な滞納処分を行います。
全体	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の影響による納付困難者への対応については、現年、滞納繰越に関わらず法令に基づく減免・猶予等の実施、また負担軽減をはかるため分割納付等による徴収緩和措置を行います。 ● 生活困窮者については、福祉・債権所管部門と連携し、困難者の生活支援を実施します。 ● 債権毎の情報共有については、強制徴収債権は法令に基づき、また非強制徴収債権は本人同意を得ながら情報の共有化など適正かつ効率的に取り組みます。 ● 債権管理は、所管課で債権回収行動計画を策定し進行管理を行います。

(2) 目標収納率

- 令和3年度についても新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況となっておりますが、ワクチン接種など感染症対策がより一層進んでいくことにより、感染症の影響が次第に緩和されることが期待できます。
- また、令和2年度に整備した非強制徴収債権の「支払督促申立の基準」マニュアルを今年度から本格的に運用し、積極的に支払督促申立等の手続きを進めていきます。
- 以上により、令和2年度の実績収納率に若干の数値をプラス設定し、目標達成に向けた取組みを行います。

実質収納率	令和2年度実績		令和3年度目標	
	現年	滞納繰越	現年	滞納繰越
A債権	98.7%	26.0%	99.0%	30.0%
B債権	97.8%	10.7%	98.8%	30.0%
C債権	98.7%	46.8%	99.5%	50.0%

(注) 前年度収納率が既に目標値を上回っている債権については「債権回収行動計画」に独自目標を設定します。

(3) 現年債権回収の取組み

- ① 期限内納付の促進
新規未収案件は可能な限り早期・集中的に電話・文書等で納付勧奨することで早期完納を目指します。
- ② 納付指導の強化、相談機会の充実
ア 文書催告・電話催告、納付相談の充実強化
文書催告、電話催告、納付相談を計画的に確実に実施することで早期完納を目指します。また、職員の時差出勤や振替休暇制度を最大限に生かしながら、納税者の実態に即した対応を強化します。
イ 出納整理期間の取組み強化
出納閉鎖までの期間、文書・電話催告などの取組みを強化します。

(4) 滞納繰越債権回収の取組み

- ① 滞納者の返済能力の確実な把握
分納不履行者を中心に滞納者の返済能力把握を強化します。
- ② 滞納処分、支払督促申立ての強化
返済能力が有りながら、納付に応じない滞納者には、A債権は給与・預貯金中心に差押えを積極的に実施します。B・C債権は支払督促申立てを積極的に実施します。
- ③ 不良債権の確実な整理
返済能力が認められず回収を見込めない不良債権については、A債権については執行停止、B・C債権については徴収停止や債権放棄を行います。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響による納付困難者に対する取組み

- ① 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等について、一定程度収入が減少した場合には、保険税等の減免を実施します。
- ② 納税者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や事業を休止した場合などについては、個々の納税者の状況を見ながら、市税（固定資産税・都市計画税、市県民税、法人市民税 軽自動車税）及び国民健康保険税の徴収猶予などを実施します。
- ③ 上記以外のケースで、納付が困難な方について、納付相談等により収支状況などを十分に聞き取り分納等の徴収緩和を行います。

4 重点的な取組み

① スマート市役所の具現化に向けた取組み【新規】

電子申請手続きの一環として、WEB やスマートフォンで市のロゴフォームにより納付書の発行サービスを市民に提供、また徴収事務にかかる預貯金調査や差押にかかる登記手続等の電子化に取り組みます。

② 非強制徴収債権の支払督促申立ての強化【新規】

令和2年度に公金収納対策委員会で策定した非強制徴収債権の「支払督促申立ての基準」マニュアルに基づき、今年度から本格的に運用し、積極的に支払督促申立等の手続きを行います。

③ スマートフォンを活用した納付環境拡充の取組み【拡充】

納税者の納付環境については、市税（固定資産税・都市計画税、市県民税、法人市民税軽自動車税）及び国民健康保険税について、スマートフォン決済サービスにより24時間どこでも納付できるサービスを提供しています。新たに利用者の多いdポイント等の追加を行い、現在運用の6アプリと合わせて納付環境の拡充を進めます。